
令和3年 第107回（定例）新温泉町議会会議録（第6日）

令和3年3月24日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和3年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第43号 令和3年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第3 議案第44号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第4 議案第45号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第46号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第47号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第48号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第49号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第50号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第51号 令和3年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第52号 令和3年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第53号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第55号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第14 議案第56号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第57号 監査委員の選任同意について
- 日程第16 請願第2号 核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出を求める請願書について（民生教育常任委員長報告）
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第43号 令和3年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 追加日程第1 発議第1号 議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算に関する附帯決議について
- 日程第3 議案第44号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第4 議案第45号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第46号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第47号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第48号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第49号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第50号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第51号 令和3年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第52号 令和3年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第53号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第55号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第12号）について
- 追加日程第2 議案第56号令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の訂正について
- 日程第14 議案第56号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第57号 監査委員の選任同意について
- 日程第16 請願第2号 核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出を求める請願書について（民生教育常任委員長報告）
- 追加日程第3 意見書案第1号 核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出について
- 日程第17 議員派遣について

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	平澤剛太君
3番	河越忠志君	4番	重本静男君
5番	浜田直子君	6番	森田善幸君
7番	太田昭宏君	8番	竹内敬一郎君
9番	阪本晴良君	10番	岩本修作君
11番	中村茂君	12番	宮本泰男君
13番	中井次郎君	14番	谷口功君
15番	小林俊之君	16番	中井勝君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村 徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	長谷阪 治君
牧場公園園長	藤本喜龍君	総務課長	井上 弘君
企画課長	岩垣廣一君	税務課長	長谷阪 仁志君
町民安全課長	小谷 豊君	健康福祉課長	中田 剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	西澤 要君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	奥澤 浩君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野喜代美君	会計管理者	仲村秀幸君
こども教育課長	松岡清和君	生涯教育課長	谷 渕朝子君
調整担当	島木正和君		

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第107回新温泉町議会定例会6日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、予算特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第6日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中は予算特別委員会におきまして、慎重審議を賜るとともに、貴重な御意見をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の定例会は、令和3年度の一般会計、特別会計・公営企業会計予算について、さらに追加議案としまして、令和2年度一般会計補正予算、令和3年度一般会計補正予算及び人事案1件について、御審議をお願いいたしたく存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第107回新温泉町議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月12日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。また、3月22日付で中井次郎議員から2月26日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、発言の年月日に誤りがあったため訂正したいとの申出がありました。議長はこれを許可したので報告します。

次に、休会中の所管事務調査として、総務産建常任委員会が3月22日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、改めましておはようございます。

3月22日議会終了後開催いたしました総務産建常任委員会の報告をいたします。

今回の委員会につきましては、3月定例会の追加議案等に係る協議事項について、所管課の提出資料を基に調査したものでございます。対象は総務課と商工観光課で、内容が補正予算であり歳入歳出とも関連があるため、両課合同で行ったところであります。

それでは、委員会資料または補正予算書を御覧いただきたいと思います。協議事項は2件でありました。

(1)番、議案第55号関係であります。令和2年度新温泉町一般会計補正予算(第12号)であります。内容については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の追加分であります。予算額は300万円です。同事業につきましては、国が80%、県が20%、市町は20%のうちの3分の1という部分で、町負担4,000円というものであります。今回の対象は30店舗、最大25日ということ想定しているようです。これにつきましては、異議なしで承認したところであります。

続いて、議案第56号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算(第1号)であります。これにつきましては、指定管理者支援金の交付事業。これについても追加というか、そういう内容であります。年度が違いますが。これにつきましては、指定管理施設の収入の支援をするということで、今回は、昨年10月から3月分を対象にしての支援であります。対象は24施設、10団体であります。

次に、商店街お買物券事業が新しく出ております。1,141万5,000円の予算額のうち、県が761万円の持分なようです。新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するため、県が実施する商店街お買物券、ポイントシール事業を活用し、消費喚起と地域商業の活性化を図るといような目的なようです。経費負担としては、県が3分の2、1団体当たり1,200万を上限にしているようです。異議なしで承認したところであります。詳細につきましては、委員会等を御清覧いただきたいと思います。

以上、総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長(中井 勝君) 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) これをもって質疑を終わります。中村委員長、御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

1番、池田宜広君。

○議員(1番 池田 宜広君) 本日の朝刊で、隣町とはいえいろいろ出ておりました。その件に関して。

○議長(中井 勝君) 池田議員、ちょっとマスクを外して。

○議員(1番 池田 宜広君) その件に関して、皆さんお読みになってると思います。同様の内容が我が町にもあろうかと思っておりますので、くれぐれもそういったことがないように周知徹底、今現在も大丈夫だと思いますけれども、努めていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

○議長(中井 勝君) 代表して副町長、答弁しときますか。

西村副町長。

- 副町長（西村 徹君） 今御指摘のように、本日付の新聞記事によりまして、隣町におきましては横領ということが出ております。これまでもこういったお金の管理ということについては、注意といいますかそういうことを言ってきたところですが、再度点検をして、このようなことが起こらないようにということで、再度徹底を図ってまいりたいと考えております。

日程第 2 議案第 4 3 号

- 議長（中井 勝君） 日程第 2、議案第 4 3 号、令和 3 年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田宜広委員長。

- 予算特別委員会委員長（池田 宜広君） 予算特別委員会に付託をされました議案についての審査結果を、会議規則第 7 6 条の規定により報告をいたします。

議案第 4 3 号、令和 3 年度新温泉町一般会計予算については、3 月 1 5 日に予算説明を受けた後、1 8 日、1 9 日、2 2 日の委員会において審査を行いました。議長を除く 1 5 名の議員で構成する委員会でありますので、審査の過程についての報告は省略し、審査結果のみを報告をいたします。

議案第 4 3 号、令和 3 年度新温泉町一般会計予算については、修正案が提出をされ、採決の結果、修正可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

- 議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く 1 5 名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

1 5 番、小林俊之君。

- 議員（15番 小林 俊之君） 本案に対する修正動議を提出します。

- 議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 9 時 1 1 分休憩

午前 9 時 1 2 分再開

- 議長（中井 勝君） 再開いたします。

本案に対して、小林俊之君ほか 1 名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せ議題とし、提出者の説明を求めます。

1 5 番、小林俊之君。

- 議員（15番 小林 俊之君） 議案第 4 3 号、令和 3 年度新温泉町一般会計予算に対す

る修正動議。上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。日付、本日で、発議者は私と谷口功議員でございます。

まず、最初に、一番最後のページを御覧ください。歳入歳出とありますが、歳出の部分を御覧ください。一番右端の説明の部分です。報償費の中の委員報償金の中で、ケーブルテレビ整備事業検討委員会委員12人、その下のケーブルテレビ整備事業者選定審査委員会委員5人。ここの部分を減額いたしまして、減額は112万8,000円を引いたところが、節のところの報償金の額2,581万6,000円となります。1段下りて、旅費、費用弁償のところから45万4,000円を減額して、旅費の金額は603万3,000円と。

次に、その下、委託料です。業務委託料の中から、ケーブルテレビ整備事業準備業務660万円を減額し、委託料の合計が1億7,233万2,000円となります。減額分の合計が818万2,000円となります。この部分をその上の歳入の部分、財政調整基金繰入金から818万2,000円を減額し、3億3,581万8,000円となります。

元に戻っていただきまして、一番最初の1枚めくったところのページに、総合計が出てまいります。第1条中111億1,600万円を111億781万8,000円に改めるというものでございます。

このケーブルテレビ事業、改修事業に関わる内容の提案説明をいたします、もう一度。旧温泉町でケーブルテレビ事業が始まってから16年が経過をいたしました。今まで幾度も一部改修をしてきましたが、ついに機器の老朽化のため全面的な更新が今求められてきました。現在、ケーブルテレビのインターネット利用者は民間の参入により、多いときから30%に減っています。また、この冬に大雪で5集落、86世帯が孤立をしました。断水や停電もあり多くの町民が数日間にわたり不安な日々を過ごされました。防災放送は役目を果たせましたか。今、更新に併せて、事業内容を整理すべきときだと思います。例えばインターネットは民間にとか、防災放送は無線の戸別受信機にとか、また、自主放送は広く使命を果たしているのか。そのほかにもいろいろと課題はありますが、それらを検討委員会に丸投げではあまりにも無責任です。まちづくりはコンサルがつくるものではありません。一定の方向性を行政が決め、議会、町民の理解を得てから検討委員会にかけろべきだと思います。特に、このケーブルテレビ事業は、合併当時の混乱もあり、より丁寧に慎重に進めるべきだと思います。そして、我が町の行政放送が少しでも同一のサービスに近づくよう全力を傾注しなければなりません。また、現在の社会は人口が減り続け、増やすどころか現状維持も不可能です。それを受け止め将来のまちづくりは、今までのような発展や拡大ではなく上手に縮むことを目標にすべきだと思います。平成29年度に策定された公共施設等総合管理計画は、明らかに我が町には類似団体より1.4倍の施設があると示しています。ケーブルテレビも公共施設とみなし、できるだけスリムに改修していく努力をすべきだと付け加えて提案説明いたします。

賢明な議員諸兄の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから、修正案に対する質疑を行います。

提出者に対する質疑がありましたらお願いをいたします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 趣旨は分かりました。しかしながら、今後どうするべきかっていうことを、業者も含めて一つは検討していきたいというのが当局の発言でした。そういう中で、なぜ特別委員会の中であなた自身も意見を言われた、そういう中で本来は修正案を出すべきじゃなかったかと思うんですけど、その点はどういうお気持ちでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 特別委員会の中で私は意見を言ったわけではありません。あれは質疑でございますので、質疑をしたというように理解をしてください。その質疑の中で、町長の答弁の中からいろいろな問題点も出てき、私ならこういう具合に考えてるという部分もございました。しかしながら、それから一步進んで町の方向性が示されていないと。多くの問題があるから、これをみんな出してコンサルに整理してもらおうということのように、現時点では私は理解をしています。それではなくて、もう一步進んで町の方針を出して、そのことをコンサルなり検討委員会で煮詰めていくというのが、特にこの問題は大切ではなからうかというように理解をしています。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 私はそれこそ、この検討委員会なり整備事業者選定審査委員会と、こういう2つの委員会が、今回、もし、なくなれば、これこそ一体いつケーブルテレビに対する、それから、町内統一の情報が共有される時が来るのか、極めて、いわゆる遠い先のことになってしまうのではないかと、こういった懸念があるわけですけど、その点はどのようにお考えですか。

○議長（中井 勝君） 小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） ケーブルテレビは確かに古くなっています。全く必要でないとは言いません。改修をすべきだというように思っています。しかし、今ここで、とんとん拍子にコンサルに任せて改修すべきではないというように理解をしております。ケーブルテレビ検討委員会、事業者選定審査委員会がなくなればと言われますけれども、これは今減額をするということであって、その下の準備業務のコンサルの委託につきましても、今減額をするということであって、町の方針をはっきりされてからもう一度仕切り直しをして向かうべきだというように言っているつもりです。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで質疑を終結いたします。小林議員、御苦

労さまでした。

暫時休憩します。

午前 9 時 23 分休憩

午前 9 時 30 分再開

○議長（中井 勝君） じゃあ、再開いたします。

これから討論に入ります。まず、原案に対する賛成者の発言を許可します。いいですか、森田議員。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

次に、原案及び2つの修正案に反対の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） いいですね。ないですね。

次に、原案に対する賛成者の発言を許可します。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） それでは、原案に対する賛成、そして、修正案2案出ましたが、それぞれに対する反対ということで意見を言わせていただきたいと思います。

まず、先ほど出ましたケーブルテレビ整備事業準備業務委託等のケーブルテレビ検討事業に対する、これを全額ゼロにするという修正が出されましたが、それに対する反対意見を表明させていただきます。提案、議員が言われたように、現施設は非常に老朽化して、その整備が待たなしという状況になっております。このような今後の在り方を決める検討委員会や整備準備業務委託、これをなくするという事は、それだけケーブルテレビの整備が遅れるということを示しており、下手をすればテレビが見れなくなる可能性もあると。また、防災行政無線も聞けなくなるというおそれがあります。それから、提案者、もう一人の方は、予算総計主義を言われておまして、例えば今提案者が言われたように、もう少し町できっちりと検討して、その後、補正等で上げるということと言われましたが、それはもう一方の提案者である方の予算総計主義に反するのではないか、やはり今期中にこの事業を予定しているのであれば、きっちりと予算計上をして進めていくべきであると思います。この件については以上で御賛同をお願いします。

それから、もう一件。温泉活用推進事業について、3つの修正が出されて、全額3つともゼロという修正が行われております。委員会でのその修正案に対する賛成討論は、御指摘は本当にもっとも、妥当なものと私も同感に思っておりますが、この事業の一つの目標として、目的としては、温泉施設の利用促進ということでありまして。現在、コロナ禍で公衆浴場の施設利用、特に外部の方が非常に激減してその経営に苦しんでいるという状態が続いております。これを町内、あるいは町と関係している町内事業者の従業員の方、この方たちに入っていただくことで少しでも経営的に支援できるのではないか

という点。

それから、この要綱の目的には、なぜか不思議なことに書かれてないんですが、おんせん天国の一つの柱として、温泉を活用した町民の健康増進、これが本当に要綱に書かれてないのは非常に不思議に思うんですが、これを図るということで、特に若年層の方はあまり公衆浴場に入るという習慣がございませんが、そして、入浴をせずにシャワーで済ませるという方が増えております。2年前に温泉と健康の講演会がありました。入浴習慣、規則正しい入浴習慣というものが、非常に健康に寄与するということを講師の先生がおっしゃられました。特に若い方、そして、若者、当町に新たに移住してこられた若い方に入ってもらうようにするという目的で健康増進も図ると。特に、またコロナのことを言いますが、コロナにしてもいろんな疾病にしても、免疫力を増強するということが一番第一だと思います。講師の先生も、入浴でヒートショックプロテインが形成され免疫力が増強すると。そういった意味で、この事業も私は妥当と感じております。

そのほかに、今回の予算ですが、いろいろと問題点の指摘があり、その指摘に対してもそのとおりであるというか、いろんな指摘は正当なものだと思っておりますが、特に今回の予算については移住定住と子育て支援の策が多く入っております。その中で、「田舎暮らし体験」という本が出たわけですが、本町も上位に入っていると。そして、その本の中には若者世代、子育て世代……。

○議長（中井 勝君） 森田議員、解説はよろしいです。

○議員（6番 森田 善幸君） はい。子育て世代の部分にちょっと欠点が見られるようなことになっております。その子育て世代への支援を今回の予算でカバーする事業が入っているということで、私はこの予算に賛成するものであります。皆様の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、委員会修正案に対する賛成者の発言を許可します。ないですか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許可します。ないですね。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） 次に、議員修正案に対する賛成者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） ただいま、先ほど提案されました議案第43号、令和3年度新温泉町一般会計予算に対する修正動議に賛成討論を行います。

この事業は、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業に関わる減額修正案であります。提案説明でありましたように、平成17年、温泉、浜坂両町の合併時に、温泉地域のみで実施されていた事業であります。合併後、およそ18億円の巨費を投じて、浜坂地域にもこの事業の拡大が図られましたが、浜坂地域の住民約8,000名の署名を添えて請願が提出されるなど、住民の大きな反対運動が展開され、浜坂地域での事業は断念する

という経過がございました。行政情報や緊急情報の送受信の方法、テレビ放送の受信方法、インターネット環境の整備など、どのように行うのか、有線か無線か、同軸ケーブルか光ファイバーかなど、真剣で熱い議論が交わされておりました。15年が経過し通信手段の一つを取ってみても、固定電話から携帯電話、スマートフォンへと目覚ましい技術革新が進んでいます。この予算原案は、現在、温泉地域で実施している新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業が老朽化に伴い、設備の更新とブロードバンド化を図るため整備検討委員会を設け、設備全体の整備と光ケーブル化を図るとされています。所管の総務産建常任委員会ですら、あまりに唐突な提案でありました。この問題のプロジェクトチームの議論の経過や結論もありませんでした。整備検討委員会の報告に基づき整備方法を決定し、事業者選定委員会を設置し事業の推進を図る。この検討をスムーズに進めるために、資料作りなど事務局的作用を果たすコンサルタントに事務を委託することになっています。これは結局、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業とブロードバンド化を、検討委員会とコンサルタントに丸投げするに等しい予算ではないでしょうか。ここには住民の意見や議会の議論が反映される機会さえないことになっています。また、行政は少なくとも何と何をどの範囲で事業を進めようとしているのか、そういった具体的な業務を示すことが求められているのではないのでしょうか。したがって、この事業全体が反対ということではなくて、住民や議会、行政が時間的な余裕を持って十分議論し、どういう事業をどのように進めていくのかを決定していくことが求められているのではないのでしょうか。むしろ専門家の意見は、その住民的議論を助けるために範囲を限定的に示して進めていくべきではないのでしょうか。以上、修正案の賛成討論といたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する小林俊之君ほか1名から提出された修正案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立7名、少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、本案の委員長の報告は、修正です。

委員会の修正案について採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立10名であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決を行います。

この採決は、起立により行います。

修正議決をした部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、11名であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま、令和3年度新温泉町一般会計予算が修正可決されました。それで、発議第1号として、議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算に対する附帯決議についてを、賛成議員1名とともに提出したいと思います。

追加日程第1 発議第1号

○議長（中井 勝君） ただいま、議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算について、河越忠志議員から発議第1号が提出されましたので、これを配付いたします。

暫時休憩します。

午前9時47分休憩

午前9時49分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

発議第1号、議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議案としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議案とすることに決定いたしました。

提出者に附帯決議の説明をお願いします。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 発議第1号として、議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算に対する附帯決議についてを説明させていただきます。

提出者は私です。賛成者は見ていただいたように小林俊之議員です。まず、読み上げさせていただきます。

議案第43号令和3年度新温泉町一般会計予算に対する附帯決議。令和3年度新温泉町一般会計予算の審査において、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料に計上されている浜坂駅周辺活性化方策検討業務について、担当課の当該予算執行に係る検討及び準備が整っていないことが分かった、そんなふうな思っています。当該地域は、本町の振興において大きな影響を与える存在であります。浜坂中心市街地の活性化は、喫緊かつ重大な課題でもあります。それゆえに地域の合意形成への道筋設定をはじめ、推進には十分な検討を重ねる必要があります。また、本町合併前の平成15年度には、当該地域を対象として浜坂町中心市街地活性化基本計画が策定されており、地域住民を含む多くの方々に関わられた経緯もあります。ついては、本事業の執行に当たって、下記事項が満たされるまで当該予算を執行すべきではないと考えます。

1、本事業の十分な準備検討をされ、総務産建常任委員会で当該執行計画の詳細な説明を行い承認を得ること。これを求めたいと思います。理由といたしましては、今までの議会においても様々な事業に対する議会での意見が出され、本来であれば、可決されたとしても、その意見が施策に反映すべきであると私は信じていました。ところが、幾つか重大な議論があった事業においても、例を挙げればおんせん天国カフェ、私はこの事業は地域にとって重要だ、必要だ、だから今進めてほしい、そんな思いを持ちながら可決に賛同しました。ところが、可決されたらいいんだ、当初出された案、それが全く、私にとっては全くと思えるほど改善されない状態で今に至っている。これから改善されるかもしれません。ただ、その努力が、時間が僅かであっても見られる必要がある。先ほどのケーブルテレビについても同様の思いを持たれて修正動議が出されたものと理解しています。いろんな意見があることは当然です。その意見が少しでも町民のためにプラスになるのであれば、反映される政策運営がなされるべきであると思います。そんな意味で、予算を止めるわけではありませんが、ぜひとも、有効に働くこの事業に取り組んでいただきたい。それを十分踏まえて担当課は御認識いただき、所管委員会においても十分な議論がなされることを期待するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いいたします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 本事業の十分な準備検討に基づき、これは具体的にはどういうところまでやれば十分な準備検討になるのでしょうか。

それから、総務産建常任委員会で当該執行契約の詳細な説明を行い、説明はできるは

ずですけども、やっぱり附帯決議をつけて、いわゆる当局を縛るより、きちっとやっぱり住民の声をしっかり聞いて、それに基づいて新たな計画づくりなら計画づくりをしてもらうとか、そういう方向性が一番いいのではないかと思うんですけども。そこら辺のところの観点はどういうあれなんでしょうか、提案者の。

○議長（中井 勝君） まず、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） お答えさせていただきたいと思います。

さきの委員会での質疑、答弁について、私は準備が整っているとは思いませんし、また、住民がどのように関わっていきながらこの施策を実行されるのか。まず、第一に、コンサルに委託するところからスタートする。そんなふうにはしか思えませんでした。今、説明させていただいたように、平成15年には多くの人に関わった、これはある意味で決められた流れでスタートしたかもしれません。しかし、報告書はある。関わった人がたくさんいて、で、時間が17年ぐらい過ぎてる。そのままでいけない部分も当然あります。しかし、そういったことを踏まえながら、地域の人が、じゃあどうしてこのまちづくりを考えていこうか。そこからスタートしなければ丸投げに近い。要は流れについてもコンサルの流れになってしまう。まずは主体性を持たなきゃいけないのは私たち自身ではないでしょうか。そんな意味でいくと、既に時間をかけて、相当なお金をかけて報告書がまとめられていると私は思っています。その流れをくみながら、より有効に、少しでも前に進んで、実効性のある成果が得られることを、附帯決議を持って御認識をいただくことを提案したいと考えています。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 河越議員の発言の中身っていうのはよく分かります。すなわち総務産建常任委員会のできが悪いと委員長として感じました。もっと点検せんかいやという意味かなという気がしました。ですけど、河越議員がおっしゃることは、当然、執行部提案セクションにおいても、当然、意識してるようですし、そういう分ではおっしゃったことっていうのは当たり前の世界ですから。ただ、10なのか8なのか7なのかは別ですよ、あなたは10かも分からんけど。8で元が進んでいるか分からんけど。そういう部分で僕は進んでると思います。ですから、あなたの意見っていうのは、もっとしっかりということ捉えますから、決してノーとは言いませんけど、もっと総務産建常任委員会を信頼というか、そっちをサポートする意見であってほしいという気を持ちましたので、発言させていただきました。

○議長（中井 勝君） 質疑をお願いします。

○議員（11番 中村 茂君） 分かりました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。（「答弁はいいでしょうか」と呼ぶ者あり）

提出者の説明は終わりましたので、質疑を終結します。御苦労さまでした。

それでは、討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないです、はい。では、討論を終わります。

これから採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

本件を別紙のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、8名です。よって、本件を決議することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

日程第3 議案第44号 から 日程第12 議案第53号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第44号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第45号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第46号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第47号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第7、議案第48号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第8、議案第49号、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第9、議案第50号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第10、議案第51号、令和3年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第11、議案第52号、令和3年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第12、議案第53号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田宜広委員長。

○予算特別委員会委員長（池田 宜広君） 予算特別委員会に付託をされました議案についての審査結果を、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第44号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第53号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてまでの10会計につきましては、3月18日に予算説明を受け、22日の委員会において審査を行いました。議長を除く15名の議員で構成する委員会でありますので、審査の過程についての報告

は省略し、審査結果のみを報告をいたします。

まず、議案第44号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第45号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第46号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計予算、議案第47号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算、議案第48号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算、議案第49号、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算、議案第50号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算、議案第51号、令和3年度新温泉町水道事業会計予算、議案第52号、令和3年度新温泉町下水道事業会計予算、議案第53号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算の8会計については、全会一致で可決すべきもの決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

議案第44号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、お諮りをいたします。

討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第45号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をいたします。

菅内閣は、2020年12月15日、臨時閣議で年収200万円以上、年金のみ単身世帯の場合の75歳以上、約370万人を対象に、医療費窓口負担2割の導入を決定をいたしました。政府案では22年度からの実施の予定であります。新型コロナ禍の下で、高齢者の命と健康、生活をどう守るのが問われるときに、約370万人の窓口負担が2倍になるのは冷酷な自助政策そのものではないでしょうか。現行の1割窓口負担の下でも年金が引き下げられ受診控えが起こっており、病気の重篤化、手後れになる例が続出しており社会問題となっています。保険料もこの間、毎年のように引き上げられています。高齢者が安心して医療を受けられる制度とすべきではないでしょうか。以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算についてをお諮りします。

討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてをお諮りします。

討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号、令和3年度新温泉町水道事業会計予算について、お諮りします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号、令和3年度新温泉町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について、お諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり

可決されました。

日程第 1 3 議案第 5 5 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 5 5 号、令和 2 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 2 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 2 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を全て一括で行います。質疑をお願いします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 1 0 時 3 1 分休憩

午前 1 0 時 3 3 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 2 議案第 5 6 号令和 3 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）の訂正について

○議長（中井 勝君） 3 月 1 2 日に町長から提出された議案第 5 6 号、令和 3 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について、本日付をもって訂正したい旨の申出がありました。

議案第 5 6 号令和 3 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。議案第56号令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第2、議案第56号令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の訂正についてを議題といたします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町一般会計予算の修正案が可決されましたので、関連する本議案の訂正をお願い申し上げるものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第56号令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第14 議案第56号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第56号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。内容につきましては、担当課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。表紙から1枚めくっていただきまして。

まず、このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業、指定管理者支援金交付事業、商店街お買物券事業に伴うもので、総額で歳入歳出それぞれ3,26

5万5,000円の追加をお願いするものでございます。また、あわせまして、補正後の歳入歳出予算の総額につきましては、修正案可決によりまして、歳入歳出それぞれ11億4,865万5,000円を11億4,360万2,000円に訂正をお願いするものでございます。

それでは、説明の都合上、補正予算書と一緒に既にお配りいたしております、新温泉町令和3年度一般会計補正予算（第1号）、緊急経済対策の概要を御覧いただきたいと思っております。

この概要では、1、補正予算編成の考え方、2、予算規模、その下の緊急経済対策予算措置の状況を説明させていただき、3、緊急経済対策の概要につきましては、各担当課の歳出予算の説明で代えさせていただきたいと思っております。

まず、1、補正予算編成の考え方は、令和2年度と同様でございます。

2、予算規模は、一般会計予算（補正第1号）総額で3,265万5,000円の増額でございます。そのうち、緊急経済対策予算額は、同額の3,265万5,000円です。内訳は、国県の補正予算に関連する事業で、2,065万5,000円。町単独事業で1,200万円でございます。事業項目別では、(2)雇用の維持と事業の継続で2,124万円、(3)次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復で1,141万5,000円となっております。その下の緊急経済対策予算措置の状況を御覧ください。補正第1号後の一般財源は、右端の2億913万3,000円で、地方創生臨時交付金の限度額1億8,281万2,000円との差額2,632万1,000円は、財政調整基金を充当することとしております。

3、緊急経済対策の概要以降は記載のとおりでございますので、後ほど御清覧いただきたいと思っております。

それでは、補正予算書に戻っていただきまして、事項別明細書、4ページ、歳出を御覧いただきたいと思っております。2款1項4目財産管理費1,200万円の補正をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の再発令による移動自粛等の影響を受け、主に利用料金で運営している指定管理者の損失分について支援し、指定管理施設の適正な運営に資するため実施するもので、10団体を予定いたしております。対象期間は令和2年10月から本年3月までとしております。また、あわせまして、修正案の可決によりまして、1項総務管理費の補正前の額及び補正額の右側に括弧、計で表示をしております補正後の額をそれぞれ記載のとおり訂正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 大変失礼しました。

続きまして、4ページ、7款1項2目商工振興費、補正額2,065万5,000円の増をお願いいたします。12節委託料は業務委託料で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業実施事業でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、緊急事態宣言が2月8日から3月7日まで延長されたことから、令和3年2月8

日から3月7日までを第2期として協力事業者に協力金を支払うこととなりました。支給額は、2月8日から2月28日の緊急事態宣言の延長期間は1日当たり6万円。兵庫県で緊急事態宣言が解除されるまでの3月1日から3月7日の協力金については、1日当たり4万円でございます。協力金の町の負担割合は第1期と同様で、1事業者の1日当たりの額は、2月の21日間は4,000円、3月の7日間は2,666円です。新温泉町の申請受付数は、第1期と同様に90店舗を見込んでおりまして、2月分を4,000円掛ける21日間掛ける90店舗、3月分を2,666円掛ける7日間掛ける90店舗で、合計924万円を計上させていただきました。

次に、18節負担金及び交付金は、商店街お買物券事業補助金でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するために、県が実施します商店街お買物券ポイント事業を活用しまして、お買物券事業に取り組む商店街を支援するものでございます。プレミアムの上限が20%、2か月間の期間限定で実施するお買物券事業が対象となります。経費の負担としまして、県が1団体につき上限を1,200万円として、対象経費の3分の2を負担をします。町は3分の1を義務随伴補助といたします。この事業に町内の2団体が県に申請することとなりましたので、町に支援の要望書が提出されております。2団体の申請する実施額が1,141万5,000円となりますので、こちらを計上させていただきました。事業のスケジュールとしましては、町が実施します町内共通商品券事業の前になります5月、6月に実施をする計画でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、3ページに戻っていただきまして、歳入を御覧いただきたいと思っております。17款2項4目1節商工費補助金761万円は、歳出の7款1項2目商工振興費、18節商店街お買物券事業に係る県補助金で、補助率は3分の2でございます。20款2項1目1節財政調整基金繰入金2,504万5,000円は、歳入歳出一般財源収支の調整によるものでございます。また、あわせまして、修正案の可決により、2項基金繰入金の補正前の額及び補正額の右側に括弧、計で表示をしております補正後の額をそれぞれ記載のとおり訂正をお願いするものでございます。なお、補正後の財政調整基金の年度末残高見込みは12億9,509万8,000円となります。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 指定管理者支援金交付金事業、説明によれば24施設10団体ということになってますけど、この具体的な24施設。実際に収入が減少となって、いわゆる交付金事業の対象になるのはどこどこなのか。その減少幅っていいですか基準はどういうものなのか、それを教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、24施設でございます。七釜温泉ゆーらく館、浜坂野営場、草太園地、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プール、メイプルセンター・パークロッジ、湯村温泉博覧館夢千代館、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場、健康公園、湯村温泉観光交流センター、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷、まち歩き案内所、ワンニャン夢ハウス、新温泉町商店街活性化拠点施設、諸寄基幹集落センター・諸寄健康増進体育センター、浜坂山村広場、浜坂B & G海洋センター体育館、浜坂すこやか広場、浜坂相撲場、浜坂体育センター、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場、八田コミュニティセンターでございます。それぞれ前年度の収入、それから支出の分と比較をいたしておりますけども、今現在、予算に計上するために調査したところによりますと、13の施設におきまして損失が出ている、収入の減少幅、それから支出の減少幅、それを比べたときに収入の減少が大きいという施設がそれだけ出ているという状況でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 13施設、ちょっと上げてください。

それと、その減少幅っていうのは当然あるわけですから、それについてはパーセンテージで結構ですんで、それはそういうことで教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 13施設は、七釜温泉ゆーらく館、メイプルセンター・パークロッジ、湯村温泉博覧館夢千代館、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場、健康公園、湯村温泉観光交流センター、ワンニャン夢ハウス、諸寄基幹集落センター・諸寄健康増進体育センター、浜坂山村広場、浜坂B & G海洋センター体育館、浜坂すこやか広場、浜坂体育センター、八田コミュニティセンターでございます。施設数は少し多いですけども、指定管理者が同じということで、まとめている部分もございます。

それから、減少幅でございますけども、それぞれの施設でまちまちで、それは幾らかというのはなかなか一つの数字で申し上げるのは困難な状況でございます。大きなもので言えば600万円を超える損失の額が出ているということもございまして、小さいところでは1万円未満のところもございまして。これが全て申請されるかどうかについては、まだ未知数のところがございまして。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号

○議長（中井 勝君） 日程第15、議案第57号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現監査委員、川崎雅洋氏は、令和3年5月13日をもって任期満了となるため、後任の任命について御同意いただきたく御提案申し上げるものであります。島田信夫氏は、住所は新温泉町戸田370番の1番地。昭和30年6月27日生まれで65歳でございます。平成28年3月まで町職員として職務に精励され、町行政に精通するなど経験が豊富なことから、監査委員として適任と考え、御提案申し上げるものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですので、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は、議長を除く15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、太田昭宏君及び8番、竹内敬一郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、お名前を読み上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	池田 宜広君	2 番	平澤 剛太君	3 番	河越 忠志君
4 番	重本 静男君	5 番	浜田 直子君	6 番	森田 善幸君
7 番	太田 昭宏君	8 番	竹内敬一郎君	9 番	阪本 晴良君
10番	岩本 修作君	11番	中村 茂君	12番	宮本 泰男君
13番	中井 次郎君	14番	谷口 功君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。太田昭宏君、竹内敬一郎君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票。賛成 11 票、反対 4 票です。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。15分まで。

午前10時59分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

.....

日程第16 請願第2号

○議長（中井 勝君） 日程第16、請願第2号、核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出を求める請願書についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。請願第2号の審査報告をいたします。

請願書の内容は核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出を求める請願書であります。請願者は兵庫県豊岡市日高町山本133の12。原水爆禁止但馬協議会、曾我一作、請願者であります。

この案件につきましては、107回新温泉町議会定例会の1日目、2月25日に本会議において、民生教育常任委員会に付託された案件であります。3月8日に委員会を開催いたしまして審査行いました。審査の結果、この請願書は、世界の唯一の被爆国として核兵器の全面禁止のために、真剣かつ誠実に努力するあかしとして、速やかに核兵器禁止条約に参加し、調印し、批准することを決めるものであります。当委員会といたしましては、本請願の趣旨を妥当と認め、賛成多数で採択することに決しました。以上、報告いたします。

○議長（中井 勝君） 審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 委員長、ありがとうございました。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第3 意見書案第1号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま意見書案第1号、核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第3、意見書案第1号、核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま、委員長から説明があった内容について、改めて御説明いたします。

意見書案第1号、核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出について。別紙、核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書を、新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。本日付であります。中井勝議長宛て。提出者、河越忠志。賛成者、中井次郎議員、賛成者、浜田直子議員。案であります。

核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書案。2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。この条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しています。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて、明文上も違法なものとして規定されました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さない文脈になっています。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示したものとなっています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。

2018年9月20日、核兵器禁止条約の調印、批准、参加が開始されて以降、国際政治でも、各国においても大きな変化が生まれ、2020年10月24日に批准国が50か国に達しました。この結果、90日後の2021年1月22日以降、核兵器禁止条約は、世界の法規範として正当な効力を持つことになりました。日本は、広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験した世界で唯一の被爆国として、核兵器の全面廃止のために、真剣にかつ誠実に努力するあかしとして、速やかに核兵器禁止条約に参加し、調印、批准することを強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。令和3年3月24日、衆議院議長ほか、関係各大臣宛て。議長より提出していただきたいと思っております。

広島と友好関係にある本町議会としては、様々な考え方に優先して、この意見書を採

扱してほしいと切に望むものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終わります。御苦労さまでした。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第1号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第17 議員派遣について

○議長（中井 勝君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。（「議長」と呼ぶ者あり）

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 今の議員派遣ですけれども、うちの議会の半分以上、議長も含めて行かれます。リバウンドでコロナ、増えていく地域、兵庫県内とは言いますものの、くれぐれも行動に気をつけていただいて、基礎的知識及び情報を習得をしていく有意義な講習にさせていただきますようお願いをいたします。

○議長（中井 勝君） おっしゃるとおりです。十分気をつけて出発をいたします。

日程第18 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第18、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申出が提出されておりますので、これを承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 27 分休憩

午前 11 時 51 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたします。

第107回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の開会以来、本日まで28日間にわたり、令和3年度当初予算、条例改正、人事案件など重要な案件について審議してまいりました。議員各位の極めて熱心な審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られましたものであり、その精励に対し深く敬意を表します。

特に今回提案されました令和3年度当初予算につきましては、予算特別委員会を設置し、連日、長時間にわたり、慎重な審査をいただきました。この間、池田委員長には、委員会運営に御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げる次第であります。

また、町長をはじめ執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提案を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されるよう望むものであります。

さて、令和3年度予算にはコロナ対策として、雇用の維持や経済活動の回復を目指した多くの事業が計画されていますが、感染拡大防止策と医療供給体制の整備に向けた予算も計上されております。住民はワクチン接種への期待と具体的な接種方法・スケジュールが示されない不安にさいなまれているようであります。全国の自治体でワクチン接種準備が着々と進んでおります。本町においても住民に対し不安を払拭できるよう、具体的な説明を丁寧に行うとともに、遅れることなく接種がスタートできるよう万全の体制で緊迫感を持って臨まれることを強く要請いたします。

結びに、議員各位、並びに町当局におかれましては、町政進展のための御努力を賜りますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、私どもの提案させていただきました議案に対しまして、長期間にわたり慎重なる御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、審議の過程において賜りました各議員の御意見、御提言等につきましては、十分留意しながら町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

新年度を目前に控えまして、議員各位におかれましては、公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、引き続き新温泉町の発展のため、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第107回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時56分閉会
